

金澤町家再生活用事業対象建築物認定要綱

(趣旨)
第1条 この要綱は、金澤町家再生活用事業補助金交付要綱(平成22年4月1日決裁)第2条第3号に規定する金澤町家再生活用事業(以下「金澤町家再生活用事業」という。)の対象となる建築物(以下「対象建築物」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象建築物)
第2条 対象建築物の認定を受けることができる建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。
(1) 次のアからウまでに掲げる区域以外の区域内に存し、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)第22条第1項に規定する金澤町家保全活用推進区域その他市長が特に必要があると認める区域に存する建築物又は条例第20条第1項に規定する特定金澤町家として登録された建築物で、個人若しくは法人が自己の居住若しくは事業の用に供するために所有するものその他市長が認めるものであること。
ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第142条に規定する伝統的建造物群保存地区
イ 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例に基づき補助金交付要綱(平成21年10月1日決裁)に規定する茶屋街まちなみ修景事業の対象区域
ウ 金沢市こまちなみ保存条例(平成6年条例第1号)第5条第1項の規定により指定されたこまちなみ保存区域
(2) 条例第2条第1号に規定する金澤町家で、その本来の伝統的外観が良好な状態に維持され、又は回復させることが可能なものであること。
(3) 建築物の保全及びその活用に関し、次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たす計画を有するものであること。
ア 当該建築物の伝統的な意匠及び態様にふさわしい保全及び活用を目指すものであること。
イ 外観及び内装の補助対象部分の修繕に当たっては、木、土、漆喰(しっくい)、石等の伝統的な素材を可能な限り用いるものであること。
ウ 本市の歴史的なまちなみの景観形成に寄与するものであること。
エ 金澤町家再生活用事業の実施後の用途が、事業地周辺の環境を損なわないものであること。
オ 主要構造部の適切な修繕及び補強により、当該建築物の耐震性の向上に努めるものであること。

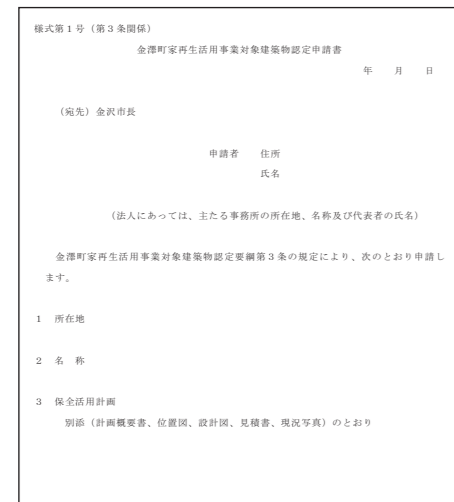
(認定の申請)
第3条 対象建築物の認定を受けようとする者は、金澤町家再生活用事業対象建築物認定申請書(様式第1号)に前条第3号に規定する計画の内容を記載した書面を添えて、市長に申請しなければならない。

(対象建築物の認定)
第4条 市長は、前条の規定による申請に係る建築物が、第2条各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該建築物を対象建築物として認定する。この場合において、あらかじめ金澤町家再生活用事業審査委員会の意見を聴くものとする。
2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請をした者に対し、金澤町家再生活用事業対象建築物認定通知書(様式第2号)を交付する。

(金澤町家再生活用事業審査委員会)
第5条 対象建築物の認定に関して適正な運用を図るため、金澤町家再生活用事業審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)
第6条 委員会は、委員4人以内で組織する。
2 委員は、学識経験者等のうちから、市長が委嘱する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

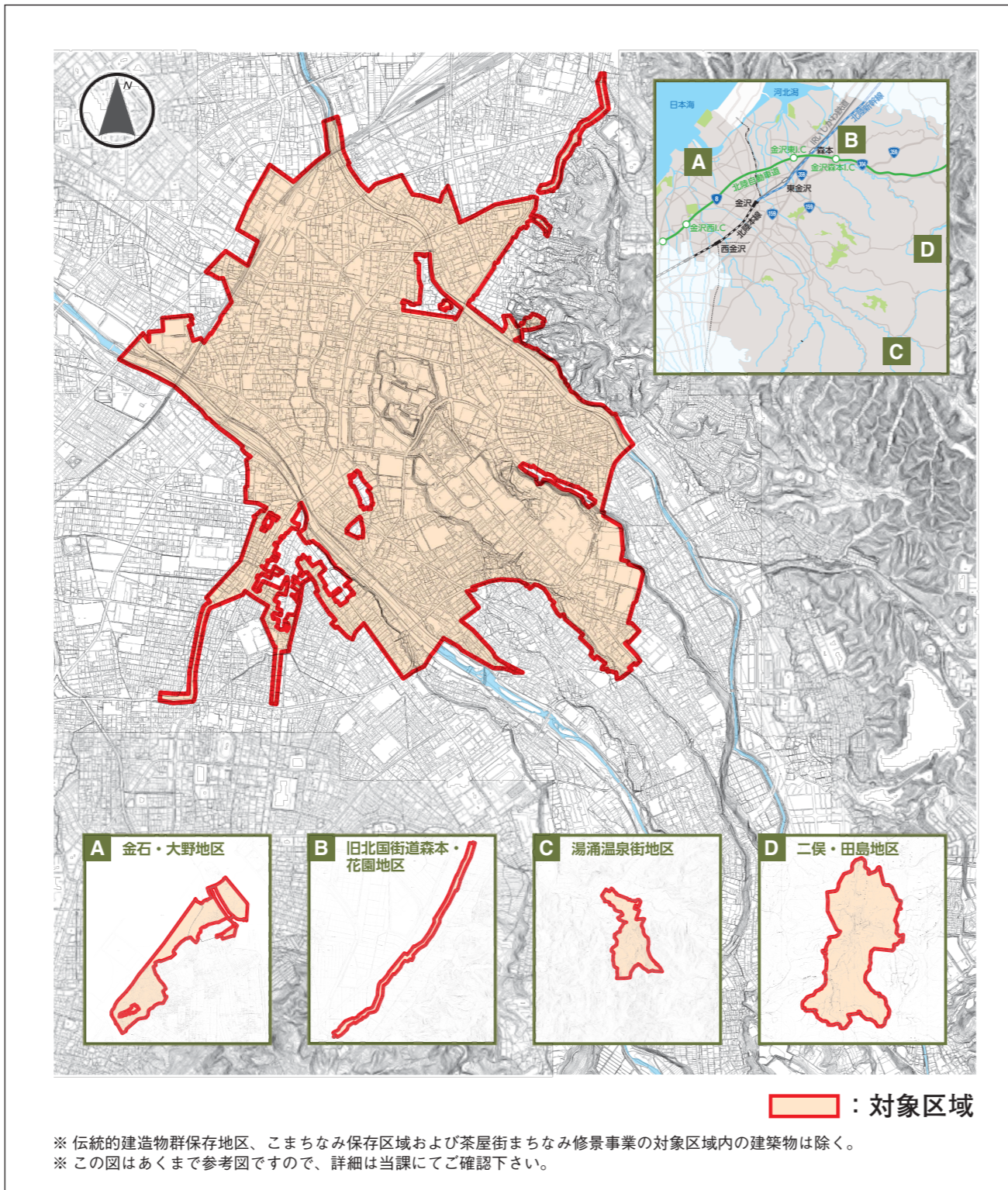
(雑則)
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。



金澤町家再生活用事業建築物認定申請書
※計画概要書、位置図、設計図
見積書、現況写真の添付が必要です。

金澤町家再生活用事業対象区域

条例に定める伝統環境保存区域、伝統環境調和区域および近代的都市景観創出区域のうち、下図の区域です。

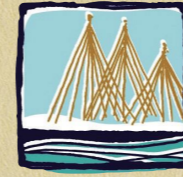


※ 伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域および茶屋街まちなみ修景事業の対象区域内の建築物は除く。
※ この図はあくまで参考図ですので、詳細は当課にてご確認ください。

※「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」(平成21年条例第4号)

金澤町家再生活用事業に関するお問い合わせは
金澤町家情報館
〒920-0994 金沢市茨木町53番地
TEL.076-208-3231 FAX.076-208-3241
e-mail:kanamachi@city.kanazawa.lg.jp
URL:https://kanazawa-machiyajouho.jp

金沢市歴史都市推進課 町家保全活用室
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL.076-220-2311 FAX.076-224-5046
e-mail:rekishitoshi@city.kanazawa.lg.jp
URL:https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11201/rekishitoshi/ 令和3年6月発行



さらぬく城下のまち・金澤



金沢市

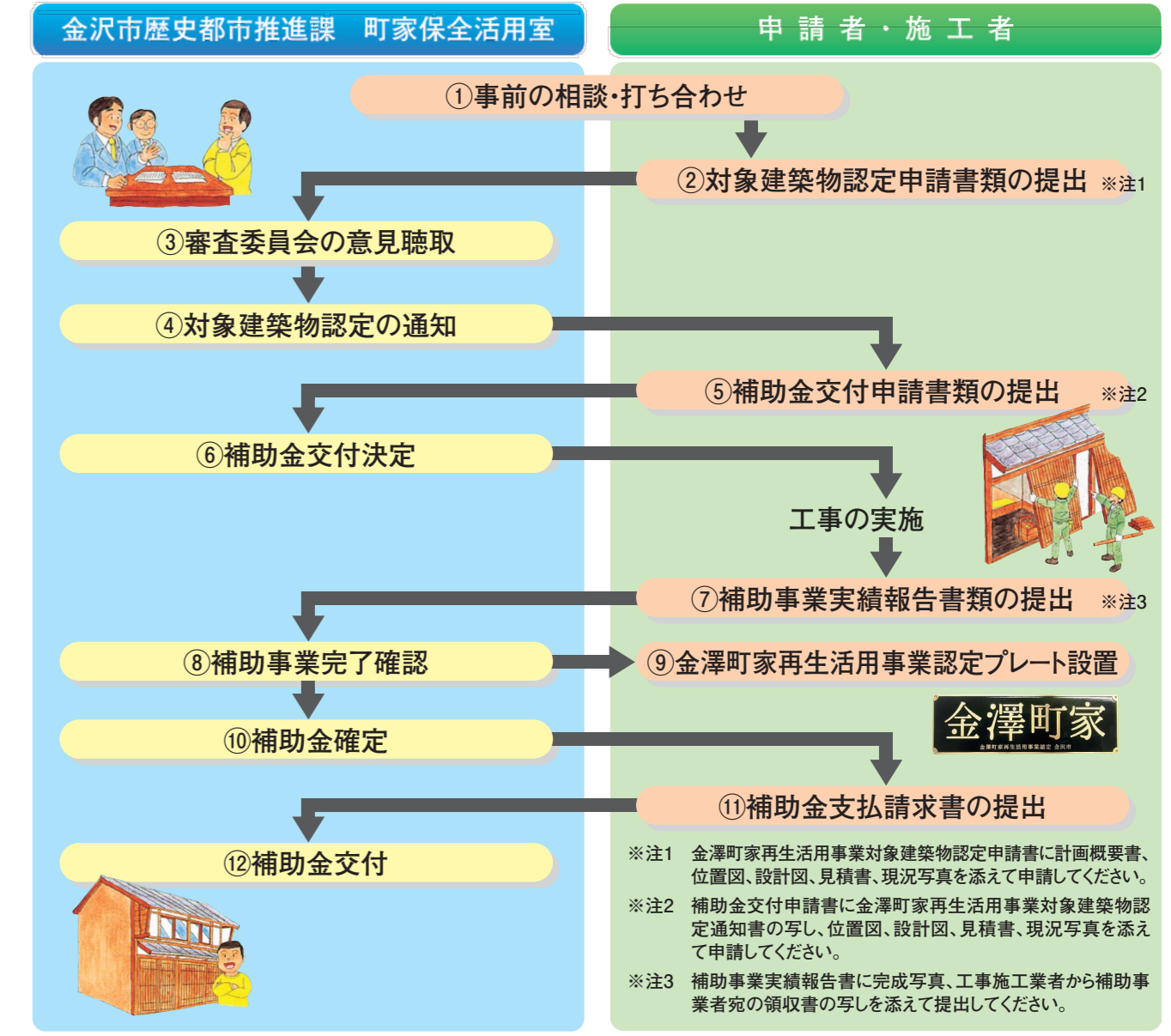


補助金額

建築物種類	対象となる経費	補助率	限度額
店舗等及び旅館業法で規定された宿泊施設以外	外部修復工事	50%(補助対象事業に要する経費の1/2以内)	150万円(但し、屋根の改修工事及び内部・内装改修工事はそれぞれ50万円)
	内部・内装改修工事		
店舗等(設備機器整備を伴う場合に限る)	外部修復工事	50%(補助対象事業に要する経費の1/2以内)	250万円(但し、屋根の改修工事は50万円、内部改修工事、内装改修工事及び設備機器整備は合計して150万円)
	内部・内装改修、設備機器整備		
旅館業法で規定された宿泊施設	外部修復工事	50%(補助対象事業に要する経費の1/2以内)	300万円(但し、屋根の改修工事は50万円、内部改修工事、内装改修工事及び設備機器整備は合計して200万円)
	内部・内装改修、設備機器整備		
認定金澤町家	耐震性能診断	その事業に要する費用の3/4以内	30万円
	防災構造補強設計	その事業に要する費用の2/3以内	20万円
	防災構造整備	50%(補助対象事業に要する経費の1/2以内)	250万円

※UJターン該当者は、補助金限度額内での加算枠があります。
※特定金澤町家の場合は、外部修復工事に50万円の上乗せがあります。くわしくは、お問い合わせください。

補助金を受けるには



制度のあらまし

金沢は、城下町としての歩みを続ける中で、幸いにも大きな震災や戦火に遭うことがなかったために、藩政期以来のたたずまいを今でも残しています。特に、昭和25年以前に建てられた伝統的な建築物である金澤町家は、このような歴史を感じさせてくれるとともに、まちのにぎわいや金沢らしい魅力を醸し出す大切な景観要素となっています。

この制度は、外観の修復や内部の改修により、こうした金澤町家の積極的な再生と活用を目指すものです。伝統的な外観を回復するための修復や復元、柱、梁、基礎などの主要構造部の修繕及び補強や内部改修などの取り組みを支援します。

補助を受けることができる建築物とは……

補助を受けることができる**建築物**は、以下の要件を全て備えたものです。

事前に**対象建築物の認定**を受けることが必要です。

- (1) 別図の対象区域内の建築物で、個人または法人が自己の居住または事業の用に供するために所有するもの。
- (2) 昭和25年以前に建築されたもので、その本来の伝統的な外観が良好な状態に維持され、または回復することが可能なもの。
- (3) 建築物の保全および活用に関し、伝統的な意匠及び態様にふさわしく、必要に応じて主要構造部の適切な修繕および補強計画を持つもの。

※ 伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域および茶屋街まちなみ修景事業の対象区域内の建築物は除く。

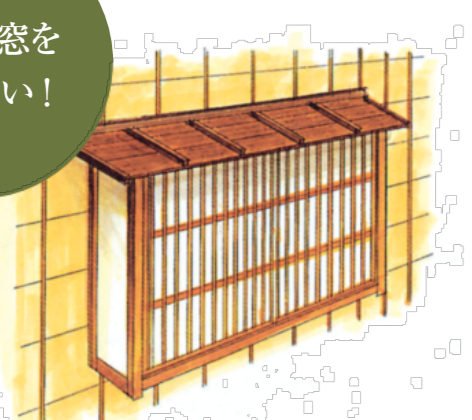
補助を受けることができる工事とは……

補助を受けることができる**工事**は、以下のような内容のものです。

- (1) **外部修復**
 - ・道路から通常見える範囲の外観(外壁、屋根、開口部など)を対象とします。
 - ・伝統的な外観を維持、回復するための工事で、木、土、漆喰、石等の伝統的な素材を可能な限り用いたものとします。
- (2) **防災構造整備**
 - ・耐力上必要な主要構造部(柱、梁、基礎等)の修理工事及び補強工事とします。

外観修繕・復元の一例

傷んだ窓を直したい!



木製建具等を用いて伝統的なデザインを継承しましょう。

玄関まわりを直したい!



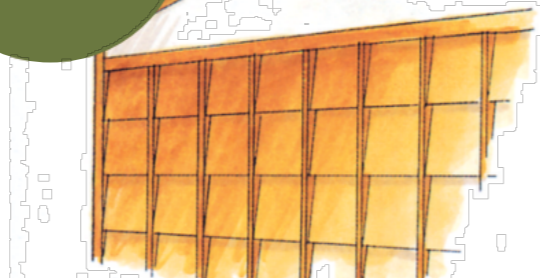
木製建具等を用いて伝統的なデザインを継承しましょう。

壁の修復・塗り替えをしたい!



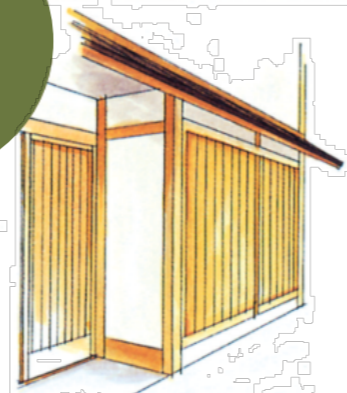
束・貫、漆喰壁等伝統的なデザインを取り入れましょう。

妻側の外壁を修理したい!



漆喰壁や下見板張りとしましょう。

表構えを直したい!



格子戸等伝統的なデザインを取り入れましょう。

外壁・2階窓を直したい!



漆喰壁や木製建具等としましょう。

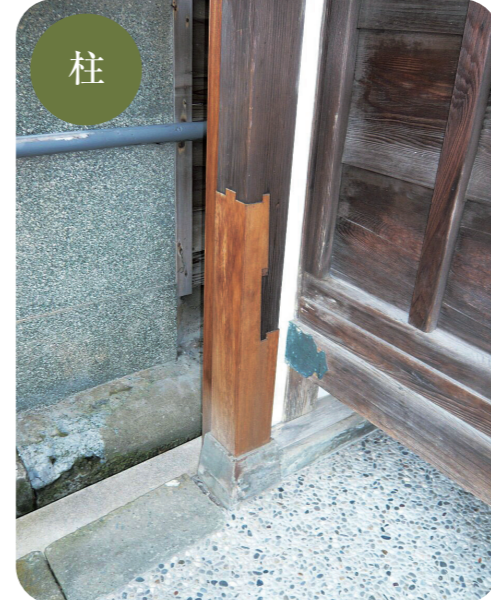
構造整備の一例



基礎



柱



内部改修の一例

水回り
・台所
・洗面所
・浴室等



内装
伝統的な素材
・竿縁天井
・塗壁
・建具
・畳等



設備機器
・給排水設備
・衛生設備
・電気設備

※店舗等又は旅館業法で規定された宿泊施設

